第12回帯広市農業委員会議事録

1　開 催 日　　令和８年５月28日（木）

2　開催時間　　午後１時30分開会　　午後２時12分閉会

3　開催場所　　大正農業者トレーニングセンター

4　出席委員　　２５名

１番　梶川　毅	２番　荒川　満雄	３番　牧村　康弘
４番　鹿内　淳一	５番　森　耕一	６番　水野　真和
７番　増地　孝昇	８番　中村　光洋	
10番　工藤　美佐	11番　兒玉　康英	12番　大塚　敏幸
13番　飯田　暢弘	14番　山﨑　博之	15番　森　有宏
16番　岸塚　隆弘	17番　横川　和博	18番　野原　香織
19番　廣瀬　貢弘	20番　松金　栄治	21番　梶　宗徳
22番　辻　浩志	23番　落合　憲和	24番　河瀬　勉
25番　室﨑　公一	26番　吉田　利彦	

5　欠席委員　　１名

９番　山本　裕慈

6　議事録署名委員

24番　河瀬　勉　　１番　梶川　毅

7　議事内容

（１）報告第１号　農業委員会事務について
（２）報告第２号　現況証明書発行等に関する専決処分について
（３）報告第３号　調整委員の指名に係る専決処分及び調整結果について
（４）報告第４号　時効取得を原因とする農地の権利移転について
（５）議案第１号　農地等賃貸借の解約等に係る成立状況の確認について
（６）議案第２号　農地等の権利移動許可申請に対する決定について
（７）議案第３号　農地等の転用に係る権利移動許可申請に対する決定について
（８）議案第４号　農用地利用集積等促進計画の案の決定について

8　傍聴人　　なし

9　事務局　出席職員

事務局長	橋向　弘泰	農地課長	高間　裕一
農地係長	清水　裕貴	農地係主任補	中島　俊喜
農地係主任補	松下　咲		

事務局長	ご起立願います。礼。ご着席ください。
議長	ただいまより、第12回帯広市農業委員会を開会いたします。 （議長より、近況を含め挨拶） それでは議事に入ります。 初めに、本日の委員会の会期についてお諮りいたします。 会期は、本日１日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
（委員）	（なし）
議長	ご異議が無いようですので、会期は本日１日限りと決定いたしました。 次に、事務局から諸般の報告を申し上げます。
事務局長	報告いたします。 本日の出席委員は、25名です。 ９番　山本委員につきましては、欠席の申出を受けております。 委員の出席数が定足数に達しておりますことから、 本日の総会が成立していることをご報告いたします。 本日の議事は、開催次第　３.次第　にあるとおり、報告が４件、 議案が４件、その他２件です。 次に、本日の配付資料につきましては、 ・農地法第３・４・５条申請の流れ（許可における農業委員の関わり） ・農業委員の役割と活動記録について ・2026年度農業委員会業務必携 ・図書目録2026年（第２版） 以上となりますが、資料の不足等はございませんでしょうか。 内容につきましては、後ほど順次、ご説明を申し上げます。以上です。
議長	次に、帯広市農業委員会会議規則により、議事録署名委員を指名いたします。 本日の議事録署名委員には、24番　河瀬委員、１番　梶川委員 を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。 それでは報告案件に入ります。報告第１号につきましては、 事前に資料を送付し、内容をご確認頂いておりますので省略いたします。 また、報告第３号につきましては、関連する内容の議案第４号にて、 一括してご説明いたします。 では、報告第２号「現況証明書発行等に関する専決処分について」報告いたします。 ４月分の調査結果について、増地調査委員長より報告をお願いします。
増地調査委員長	24日の調査ですが、２ページ　報告第２号　１　現況証明、附番５から７の

	３件について現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。
	以上で、４月分の報告を終わります。
議　　長	ありがとうございました。
	次に、５月分の調査結果について、飯田調査委員長よりお願いいたします。
飯田調査委員長	８日の調査ですが、２ページ　報告第２号　１　現況証明、附番８の
	１件について現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。
	以上で、５月分の報告を終わります。
議　　長	ありがとうございました。
	以上、調査委員長より報告がありましたが、ご質問ございませんか。
（委員）	（なし）
議　　長	特に無いようですので、報告第２号はこれで終わります。
	次に、報告第４号「時効取得を原因とする農地の権利移転について」
	事務局より説明させます。
事務局 （清水係長）	釧路地方法務局帯広支局登記官より、次のとおり時効取得を原因とする登記申請
	の通知があったことを報告します。
	（報告第４号、附番１の１件の時効取得を原因とする農地の権利移転について
	朗読・説明）
議　　長	ただいまの報告について、ご質問ございませんか。
（委員）	（なし）
議　　長	特に無いようですので、報告第４号はこれで終わります。
	以上で、報告案件はすべて終了いたしました。
	これより議案の審議に入ります。
	議案第１号「農地等賃貸借の解約等に係る成立状況の確認について」
	を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明させます。
事務局 （清水係長）	農地法第18条の規定による通知書が次のとおり提出されたので、
	その成立状況について、確認を求めます。
	（議案第１号、附番２から５の４件の合意解約について朗読・説明）
	以上、附番２から５の４件につきましては、農地法第18条第１項第２号に
	該当し、合意解約が成立しているものと考えます。
議　　長	それでは審議に入ります。
	ただいまの説明に対するご質問、あるいは通知書の内容に基づく
	合意解約成立状況についてご異議ございませんか。
（委員）	（なし）

議　　長	ご異議が無いようですので、通知書の内容に基づく合意解約の成立状況を確認いたしました。 次に議案第２号「農地等の権利移動許可申請に対する決定について」を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明させます。
事　務　局 （清水係長）	農地法第３条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。 （議案第２号、附番２から４の賃貸借３件について、調査票に基づき朗読、説明。） 以上、附番２から４の３件につきましては、農地法第３条第２項の各号に規定されている「許可できない要件」のいずれにも該当しないものと考えます。
議　　長	それでは、まず地区担当委員の意見を伺います。 附番２について、水野委員よりお願いいたします。
水　野　委　員	附番２について意見を申し上げます。 借主は、地域で営農を行っている農地所有適格法人です。 これまでも申請農地で耕作を行っておりますが、周辺農地の利用に支障が生じるような営農はしていないことから、全部利用要件や地域調和要件についても問題はないと考えます。 意見は以上です。
議　　長	ありがとうございました。 次に附番３、４について、横川委員よりお願いいたします。
横　川　委　員	附番３、４について意見を申し上げます。 借主は、地域で営農を行っている認定農業者です。 これまでも申請農地で耕作を行っておりますが、周辺農地の利用に支障が生じるような営農はしていないことから、全部利用要件や地域調和要件についても問題はないと考えます。 意見は以上です。
議　　長	ありがとうございました。 それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。
（委　員）	（なし）
議　　長	ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。 次に議案第３号　「農地等の転用に係る権利移動許可申請に対する決定について」を議題といたします。

	議案の内容について、事務局より説明させます。
事　務　局 （清水係長）	農地法第５条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。 （議案第３号、附番１の砂利採取に係る一時転用１件について、 調査書に基づき朗読・説明） なお、転用許可基準につきましては、いずれも農地法第５条の各要件に合致 していることを確認しております。
議　　長	それでは、地区担当委員の意見を伺います。 附番１について、中村委員よりお願いいたします。
中 村 委 員	附番１について意見を申し上げます。 事務局からの説明のとおり、申請地は表土が薄く砂利層があるため、砂利を採取し、平坦な農地にすることによって良い農作業ができることから、砂利採取についての一時転用は、やむを得ないものと考えます。意見は以上です。
議　　長	ありがとうございました。それでは審議に入ります。 ただいまの説明･意見に対するご質問、 あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。
（ 委 員 ）	（なし）
議　　長	ご異議が無いようですので、北海道農業会議に意見聴取し、 許可相当の回答を受けたのち、会長専決により許可を行うことといたします。 次に、議案第４号「農用地利用集積等促進計画の案の決定について」を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明させます。
事　務　局 （松下主任補）	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づき、 次の農用地利用集積等促進計画の案について決定を求めます。 （議案第４号、１．農地売買等事業分　(1)所有権移転（買入）附番１、２の２件、 (2)所有権移転（売渡）　附番１の１件について、調査書に基づき朗読・説明）
事　務　局 （中島主任補）	（同、２．農地中間管理事業分　賃借権等の設定（１）借入　附番12から （９）借入　附番21及び、賃借権等の設定　貸付　の（１）附番14から （９）附番24について、調査書に基づき朗読・説明）以上につきましては、 地域計画区域内の農用地であることから、農業経営基盤強化促進法第２１条に 基づき、農地中間管理機構への利用権の設定等を行うものです。 なお、本件につきましては、農地中間管理機構へ、農用地利用集積等促進計画を 定めるべき旨の要請をおこない、同機構にて促進計画案のとおりに 認可申請されれば、会長専決により即日公告を行うものです。
議　　長	それでは審議に入りますが、２．農地中間管理事業分　賃借権等の設定（８）

	借入　附番20及び、貸付　附番23については、 鹿内委員が関係しておりますので、ここで一時退席いただきます。 【鹿内委員退席】
議　　長	それでは、２．農地中間管理事業分　賃借権等の設定（８）借入　附番20 及び、貸付　附番23について、審議に入ります。 事務局からの説明に対するご質問、 あるいは原案のとおり決定することについてご異議ございませんか。
（委員）	（なし）
議　　長	ご異議が無いようですので、２．農地中間管理事業分 貸付　附番23 につきましては、原案のとおり決定し、農地中間管理機構へ、 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請をおこない、同機構にて 促進計画案のとおりに認可申請されれば、会長専決により即日公告を 行うこととします。 【鹿内委員着席】
議　　長	それでは、２．農地中間管理事業分　賃借権等の設定（８）　借入　の 附番20以外、及び、貸付　附番23以外の19件について、審議に入ります。 事務局からの説明に対するご質問、 あるいは原案のとおり決定することについてご異議ございませんか。
（委員）	（なし）
議　　長	ご異議が無いようですので、２．農地中間管理事業分 賃借権等の設定（８）　借入　附番20以外、及び、貸付　附番23以外 の19件につきましては、原案のとおり決定し、農地中間管理機構へ、 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請をおこない、 同機構にて促進計画案のとおりに認可申請されれば、 会長専決により即日公告を行うこととします。
議　　長	以上で、議案の審議は全て終了いたしました。 続いて「その他」に入ります。 「農地法第３・４・５条申請の流れ（許可における農業委員の関わり）」 「農業委員の役割と活動記録について」を、一括して事務局より説明させます。
事務局 （清水係長）	（「農地法第３・４・５条申請の流れ（許可における農業委員の関わり）」 「農業委員の役割と活動記録」について説明）
議　　長	ただいまの説明に関して、ご質問等ございませんか。

（委員）	（なし）
議長	以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。
事務局長	ご起立願います。お疲れさまでした。

本会議の顛末を記録し、相違ないことを証するため署名捺印する。

議　長　吉田利彦　印

署名委員　河瀬勇　印

署名委員　梶川毅　印